



もり たかひろさん／平成6年2月生まれ、網走信用金庫津別支店勤務

青春

くろーずあつぷ

網走信用金庫に勤めて7年目の森隆博さん。今年4月からは、津別支店の外勤担当として、法人及び個人の顧客を受け持っています。

北見市出身の森さんは、北見商業高等学校を卒業後、同信用金庫に就職しました。金融機関を志望したのは、進路指導で担任の先生から勧められたことが、きっかけになったそうです。

「お金を扱う職場なので、常に間違いがないように心がけてい

ます」と、仕事への取り組みを話す森さん。年数を重ねるごとに、職場での責任も大きくなる中で、地域の方に信頼される信金職員を目指して日々奮闘しています。

中学、高校時代は陸上部に所属し、主に中長距離走で活躍したスポーツマンで、社会人になってからもランニングを日課としています。道内各地で行われるマラソン大会に積極的に参加しており、今年のおつぷ紅葉マラソンにも参加を予定しています。

温故知新

【485】戦後昭和の木材業界で歩んだ半生

藤原 一一 さん



ふじわら かずいち さん／昭和6年10月、津別町生まれ／86歳／幸町在住

本岐で生まれ、国民学校（現在の小学校から中学校までにあたる）の最上級生の時、終戦を迎えたという藤原さん。「戦時中は、学校に行っても授業はなく、子どもたちは労働力として農家の手伝いばかりしていた。そんな時代でした」と当時を振り返ります。

翌昭和21年（1946）に卒業し、営林署の相生貯木場に勤めたのを皮切りに、主に木材に関わる仕事に携わってきました。網走市の木材会社で、ウト口（斜里町）の飯場の管理を任されていたときには、仕事中にヒグマが後をついてくること

もあつたとか。そんなときにも、藤原さんは少しも動じず、なんとクマに挨拶までしていたそう。「こつちが驚かなければ、向こうも何もしてこなかったよ。臆病な動物だからね」と笑い飛ばします。

美幌町や紋別市で勤めた後、昭和47年ごろに故郷の津別町に戻り、当時の竹内木材などに勤務しました。鉛筆や割り箸を作っていた竹内木材の敷地は、現在の津別郵便局からセイコーマート辺りまで及んだといわれています。竹内木材の廃業する昭和63年ごろに退職。それ以降は木材業から退き、JAつべつの管理人として平成10年ころまで勤めました。

一昨年、昭和30年の結婚以来、長年連れ添った奥さんに先立たれましたが、昨年には孫に子どもが生まれ「ひいおじいちゃん」になりました。

「年のせいで、昔のことはだいぶ忘れたなあ」と謙遜しますが、木材の仕事で管内を渡り歩いたころの記憶は健在。隣に住む息子さん夫婦の助けを受けながら、買い物や家事など、今も自分の事は自分でするそうです。来月には数え年で米寿を迎えますが、まだまだたくしゃくとした姿が印象的な藤原さんでした。

離乳食教室に参加しませんか？

7か月児から12か月児を対象にした離乳食教室を開催します。気軽に参加してみませんか？

日時 10月2日(火) 午前9時～
場所 町民会館
内容 離乳食の進め方の講話、簡単な調理、試食
持ち物 エプロン、お子さん用エプロン、スプーン、おもちゃ

参加費 無料
申込締切 9月21日(金)
※参加人数が少ない場合は、教室を中止することがあります。

申し込み・問い合わせ先

保健福祉課
健康推進担当
☎ 76-2151
(内線 231)



お彼岸のおはぎ

秋分の日を中日として、前後3日ずつの1週間がお彼岸です。

お彼岸におはぎを食べる習慣はありますか？ 春はぼたもち、秋はおはぎと呼んだり、

中身やあんこも地方によって違うようです。

あんこの材料の小豆は炭水化物、たん白質、ビタミンB群、カリウム鉄、マグネシウム、食物繊維、ポリフェノールが多く含まれます。

ただし、あんこには砂糖がたくさん入っています。

おはぎを食べるときは、お茶と一緒に飲む、野菜やたんぱく質のおかずを先に食べるなど、血糖値の急上昇を防ぎましょう。

野菜を食べよう、1日350g！

クイズ・野菜を知ろう：今月は豆類のような野菜で、冷凍食品を食べることが多いです。食物繊維、カリウム、鉄などが豊富です。ビタミンB群も多く、中でも血を作る作用の葉酸は多いです。アルコールを分解するメチオニンというアミノ酸が含まれており、ビールのおつまみは理にかなっています。

答えは8ページの下にあります。

税 町道民税の特別徴収（給与天引き）について

町道民税の納め方は、本人が納付書（または口座振替）で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税分をあらかじめ天引きしておき、代わって納める特別徴収があります（年金所得者には年金から徴収する制度もあります）。

普通徴収は1年分の税額を、4回に分けて納めます。特別徴収は1年分の税額を、12回に分けて給与から天引きします。

特別徴収の方が、1回あたりの負担額が少なく、しかも納税者の手間は全くありませんので、普通徴収に比べても有利な制度になっています。特別徴収を希望される方は、勤め先へご確認ください。

《事業主の方へお願い》

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の町道民税を特別徴収することが法律（地方税法及び町税条例）により義務づけられています。

特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出（毎年1月末日限）する時に、特別徴収分としてご提出ください。翌年度から特別徴収を開始いたします。

また、給与からの天引き額は、あらかじめ町で計算して事業主の方へ通知しますので、所得税のように、毎回計算する必要はありません。

さらに、11月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っていない事業主の方には、ぜひ特別徴収の導入をご検討願います。